

いきいきと働き続けるために 権利リーフレット

(2020年4月作成)

ここに示されている権利の多くは、私たちの切実な願いを要求にし、長年かけて獲得してきた大切な権利です。

多くの人の力で、今、この権利があることを忘れずに、大切に使いましょう。

また、生き生きと働き続けるためにみんなで力を合わせ、権利を守り発展させましょう。

▼印は給与が減額となるものです。

常勤の臨時講師の方も取得できます。

非常勤の方は、勤務時間や任用期間で内容等に違いがある場合や取得できない制度もあります。

権利のことを知りたい方は、お近くの組合員まで

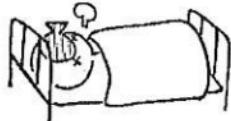
大阪府立障害児学校教職員組合女性部 作成

年次有給休暇（年休）

1年につき20日。1日または時間単位での取得可。
20日を限度として、残日数を次年度に繰り越せる。

病気休暇（病休）

日単位・時間単位(分単位)での取得可。



1日目(時間単位も含む)から、「病気休

暇願」と診断書を提出し、承認を受ける必要がある。

▼30日を超えると、ボーナスの引き下げ対象となる。
90日を超えると給料が減額される。

特別休暇

●生理休暇● 労基法に定められた母性保護の権利です！

1回につき連続する2日まで。



●結婚休暇●

週休日等を含む、連続する5日以内。

挙式・入籍・同居のうち一番早い日の1週間前から6月
を経過する日までの期間内。

●服喪のための特別休暇●

| 死亡した者 | 日数 |
|------------|----|
| 父母、配偶者、子など | 7日 |
| 祖父母、兄弟姉妹など | 3日 |
| 孫、おじ又はおばなど | 1日 |

●夏季休暇●

6/1～9/30の間に5日（半日単位も可）。

●事故・災害等に関するもの●

- ・交通の制限又は遮断…感染症予防等による交通の制限等
- ・災害…天災等で出勤することが著しく困難な時
- ・現住居滅失破壊…1週間以内で必要と認める期間
- ・危険回避…一旦出勤した後、退勤における危険回避の時

●ドナー休暇●

骨髄移植の登録、骨髓液の提供等に必要な期間。

●ボランティア休暇●

年5日（日単位の取得）。校長へ活動場所・内容・仲介団体等を記載した書面を提示。

●L G B T 等性的少数者の職員の休暇●

結婚、服喪、介護休暇等、事実婚と同様に扱う。

特休は有給。▼介護休暇、介護時間は無給。

パートナーシップ宣誓書受領証及び住民票等が必要。

●障がいのある職員のための制度●

- ・早出遅出勤務…15分単位でずらすことができる。
- ・休憩時間…休憩時間の分割及び延長（15分単位で可）
　　休憩延長分、退勤が遅くなる
- ・補助犬や補装具等の給付等を受けるため…日又は時間

腰痛に対する軽減措置について

検診機関での精密検査の結果、B2又はCと判定された教員が、同一校に2名以上ある場合に予算の範囲内で非常勤講師が配置される(実習助手は非常勤補助員の配置)。

介護のために



●介護欠勤●▼

1年につき30回(1回について1日または1日以内)。

●短期介護休暇●

年5日以内(2人以上の場合は10日以内)。

被介護者(2親等以内の親族)の介護(日常生活の介護)・世話(通院の付き添い等)を行う場合。

障害のある子の介護や世話も認められる。

●介護休暇●▼

配偶者・2親等内の親族及び配偶者の父母等が、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある場合。

取得期間は「被介護人が介護を必要とする一の継続する状態ごとに」180日を限度に4回以内。

●介護時間●▼

3年の期間内において、1日2時間を超えない範囲で取得できる。(勤務時間の始め又は終わりに15分単位で)

妊娠・出産のために

●不妊治療休暇● ▼無給

不妊治療を受ける職員（男女とも取得可）



年6日（日又は時間単位で取得可）

負傷又は疾病に起因する不妊治療は病休(有給)取得可

●妊娠中の体育実技・児童生徒介助等

職務軽減措置制度●

週当たり 15 時間（事由書を提出すれば+3時間）の講師が配置される。

期間は、妊娠判明時から産前休暇を取得するまで。

（職種によって取得できない場合があります）

●妊娠障害（つわり等）休暇●

週休日を除く2週間以内の必要な期間。1日単位。

基本は連続する期間だが、必要な場合は断続的也可。

●妊娠婦健康診査（通院休暇）●

1回につき1日以内で必要と認める時間（回数）

妊娠23週までは、4週間に1回。

妊娠24週から満35週までは2週間に1回。

妊娠36週から出産までは1週間に1回。

出産後1年までの間に1回。

●妊婦の通勤緩和●

1日1時間以内。勤務の始めと終りに30分ずつも可。

●妊婦の勤務中の職免措置●

医師等より補食・休息の必要があると指示された場合、校長の承認のもとに必要な時間「職免」を取得することができる。

●風疹に関する職免措置●

妊娠中またはその可能性のある者が風疹の抗体検査を受ける場合、必要な時間措置される。妊娠中(6か月未満)で抗体免疫のない者が感染予防のために勤務場所を離れる場合。当該校で学級閉鎖された日から2週間の期間。

●産前産後休暇●

出産予定日以前8週間(多胎妊娠は16週間)から出産後8週間。出産が予定日より早くなった場合は、産前産後を通して16週間(多胎妊娠は24週)取得できる。遅くなかった場合も、産後8週は確保される。

産前産後期間を超えて必要な休養は、病休対応。

●妻の出産にかかる夫の特別休暇●

2日以内で必要と認める日又は時間。出産後2週間内。流死産の場合、満12週以降の分娩であれば取得でき、流死産の日から7日間は服喪休暇が承認される。

●流産死について●

妊娠満 12 週以上の場合、16 週間の特別休暇
(多胎妊娠の場合、24 週間)

11 週までの場合は、病気休暇として対応。



育児のために

●育児休業●▼

3 歳に満たない子どもを養育する職員が
対象で、男性も取得できる。



●育児時間●

1 歳 6 か月に達する日までの間、1 日 2 回(30 分と 1 時間)を単位として、1 日に 90 分まで取得できる。1 歳半未満の子が複数いた場合等は夫婦同時間帯に取得できる。

●育児のための部分休業・子育て部分休暇●▼

小学 3 年生までの子を養育する場合、勤務の始め又は終わりに 1 日 2 時間以内で取得できる(15 分単位)。

朝は 1 時間を超えての取得不可。年休との併用も不可。

●子の看護休暇●

年 5 日以内(子が 2 人以上の場合は 10 日以内)

中学校就学前までの子の負傷・疾病の看護又は疾病予防のための予防接種・健康診査の受検。

●早出遅出勤務●

保育所や学童等に送迎するため、15分単位で勤務時間を早出・遅出に設定できる。

- ・育児に係る：小学校就学の始期に達しない子。
- ・学童等の送迎に係る：小学校6年生までの子。

●男性の育児参加のための休暇●

年5日以内で、日又は時間単位で取得可。

妻の出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は16週）から産後16週までの期間。

●育児のための短時間勤務●（時間に応じた給与▼）

当該子が小学校の始期に達するまで。

- ①3H55M×5日（週19時間35分）
- ②4H55M×5日（週24時間35分）
- ③7H45M×3日（週23時間15分）
- ④7H45M×2日+3H55M（週19時間25分）

休業

●高齢者部分休業●▼



職務専念義務の免除

- ・人間ドック
- ・組合の交渉
- ・承認研修
- ・献血 等